

登別市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 登別市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便性向上等に必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道登別市中央町6丁目11番地登別市役所内に置く。

(事業及び協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画（以下、「計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画に定められた施策の実施に関する事項
- (3) 市内における地域公共交通のあり方に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 公共交通全般の利用促進、広報及び調査・研修等、市内公共交通の利便性の向上、利用増進に関する事項
- (7) その他、協議会が必要と認める事項

(会議)

第4条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 会長が必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する協議会の委員（以下、「委員」という。）の可否を求めることができる。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席と

みなすことができる。

- 4 会議は、委員（前項の規定による代理の者を含む。以下同じ。）の過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 6 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求めることができる。
- 7 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し臨時会議の開催を求めることができる。
- 8 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

（協議結果の尊重義務）

第5条 協議会によって協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（専門部会）

- 第6条 会長は、会議の協議事項を円滑に協議するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会の部員やその他必要事項については、別に会長が定めるものとする。
 - 3 専門部会による協議が終了したときは、解散することができるものとする。

（事務局）

- 第7条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。
- 2 事務局は登別市市民生活部に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第8条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

（監査）

第9条 協議会に監査委員1名を置く。

2 監査委員は、委員の互選により決定する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 会長及び監査委員は相互に兼ねることができないものとする。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第11条 会議に出席した委員及び第4条第6項の規定により会議に出席した者は、報償費及び費用弁償を受け取ることができる。

2 報償費及び費用弁償の額は、会長が別に定める。

(事務の委任)

第12条 協議会は、第3条に定める事項に係る契約、報償費、費用弁償等の支払及びその他財務に関する事務の一部を登別市に委任することができるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月19日から施行する。